

浄化槽設置整備事業を実施します

市では、河川等の水質汚濁防止や快適で文化的な生活環境を実現するため、今年度に引き続き平成19年度も浄化槽設置整備事業の実施を予定しています。

これは、今年4月から平成20年1月ごろまで(工期および完成後の現場検査等の都合上、申込締切日は少し早めに設定します)に、補助の対象となる区域に合併処理浄化槽を設置する場合、国・県の補助制度を導入して、予算の範囲内で設置費用の一部を補助するものです。

受付開始は、4月の予定です。詳細についてはお問い合わせください。

■問合先

生活環境課 Ⓜ(内線391、388)

西吉野支所厚生課 Ⓧ(内線17)

大塔支所住民厚生課 Ⓧ(内線21)

犬・ねこの飼い方などをめぐって 苦情やトラブルが増えています!!



困りますね!

Ⓣ 犬やねこが、公園・道路・河川敷・他人の土地・作物・ゴミ集積所などを荒らす、汚す。

Ⓣ 犬のフンを始末しない。(五條市の条例違反です)

Ⓣ 犬やねこを捨てる。

Ⓣ 犬を放し飼いにする。

※ねこが、他人の敷地でフンをして困るという苦情が増えています。

トイレのしつけも、飼い主の責任です。

ご近所のトラブルにならないよう、きちんとしつけをしましょう。

正しい飼い方の基本って?

Ⓣ 犬やねこの好きな人ばかりがいるわけではありません。他人に迷惑や危害を及ぼすことのないよう、十分な心配りと正しいしつけが必要です。

Ⓣ 本能・習性および生理をよく理解して飼う。

Ⓣ 家族と同様の愛情を持って終生飼う。

Ⓣ 人の生命、身体または財産に対する侵害を防ぎ、生活環境を害することのないよう責任を持って飼う。

**マナーを守って楽しい散歩。
後始末は最後まで! それが飼い主の責任です。
犬の放し飼いはしないようにしましょう。**

■問合先 生活環境課 Ⓜ (内線391)